NEWS RELEASE
Chugoku District Transport Bureau

人と物の移動を見つめ支えます
国土交通省中国運輸局

令和８年１１月１３日
海 上 安 全 環 境 部
運航労務監理官

船員法等関係法令違反船舶所有者の公表について

国土交通省では、船員の労働条件・労働環境の適正な整備及び船舶の航海の安全の確保等を図るため、船員法等関係法令※に違反した船舶所有者に対し、災害等の防止や注意喚起及び法令の遵守並びに航海の安全の確保等に対する警鐘とすることを目的として、四半期ごとに公表を行っています。

令和８年度第１／四半期及び第２／四半期において、中国運輸局管内で、船員法等関係法令の違反に関する累積ポイントが一定以上に達した船舶所有者があったため、別紙のとおり、中国運輸局のホームページへ掲載し、公表を行います。

１．公表の対象

船員法等関係法令に違反し、累積ポイント（ポイント継続期間は最長２年間）が１２０ポイント以上となった船員法上の船舶所有者　等

２．公表期間

令和８年１１月１３日（金）から６か月間

（掲載期間経過後、別紙資料はホームページ上から削除いたします。）

※船員法等関係法令

船員法、労働基準法、賃金の支払の確保等に関する法律、船員災害防止活動の促進に関する法律、最低賃金法

【問合せ先】
中国運輸局　海上安全環境部　運航労務監理官
担当　荒川・吉﨑・竺長
Tel：０８２－２２８－８７０８

船員法等関係法令違反船舶所有者(令和８年度第１／四半期(令和８年４月～６月分))

公表年月日	船　名	船　種 又は 業　種	船舶所有者名 (法人にあっては 代表者名) 法人番号	所在地	行政処分等を行った日 又は公表ポイント となった日	行政処分等を行った 主な理由	行政処分内容等 (条項等)	備　考
令和8年11月13日	宝伸丸	貨物船	東明汽船有限会社 (法人番号：5260002032234)	岡山県 備前市	令和8年6月23日	航海当直の実施及び船員の労働時間等に関する違反事実を確認したため。	戒告 (船員法第14条の4（施行規則第3条の5）及び第65条の2第3項等)	

船員法等関係法令違反船舶所有者(令和８年度第２／四半期(令和８年７月～９月分))

公表年月日	船　名	船　種 又は 業　種	船舶所有者名 (法人にあっては 代表者名) 法人番号	所在地	行政処分等を行った日 又は公表ポイント となった日	行政処分等を行った 主な理由	行政処分内容等 (条項等)	備　考
令和8年11月13日	竜良	貨物船	藤井汽船有限会社 (法人番号：9250002003414)	山口県 防府市	令和8年7月28日	操練の実施及び乗組員の船員手帳の有効期間等に関する違反事実を確認したため。	戒告 (船員法第14条の3第2項（施行規則第3条の4）、第50条第6項等)	
令和8年11月13日	みわやま	貨物船	ワタナベライン株式会社 (法人番号：9240001045268)	広島県 呉市	令和8年9月3日	操練の実施及び航海当直者の酒気帯びの確認等に関する違反事実を確認したため。	戒告 (船員法第14条の3第2項（施行規則第3条の4）、第14条の4（施行規則第3条の5）等)	
令和8年11月13日	しゃくなげ	旅客船	山陰観光開発株式会社 (法人番号：2280001005497)	島根県 隠岐郡	令和8年9月11日	航海に必要な定員及び発航前検査の記録の実施等に関する違反事実を確認したため。	戒告 (船員法第70条、第126条第6号等)	

※公表理由：船員法等の違反に対する累積ポイントが１２０ポイント以上となったため。
※公表内容に関する問合せ先（管轄局）

中国運輸局　海上安全環境部　運航労務監理官　　電話　０８２－２２８－８７０８